

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
58	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務 重点項目評価書(システム標準化移行後)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和7年10月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務
②事務の内容	母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法第1条) 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。(母子保健法第5条) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。 1 母子健康手帳の交付に関する事務 妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付を行い、妊娠中の経過や出生後の子供の発育や発達等の記録の管理・保管に関する業務を行う。 2 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。 3 母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務 保健指導に関する事務を行う。 4 こども家庭センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第22条第1項第1号から5号で定める事務を行う。 5 未熟児養育事業に関する事務 未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、及び費用の徴収を行う。 その他、上記事務に関連するものとして同様の特定個人ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。 6 妊婦のための支援給付に関する事務 子ども・子育て支援法第10条の2から第10条の15で定める事務を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 妊娠・出生管理機能 妊娠届出や出生連絡票等の管理を行う機能。 2 健診管理機能 妊婦健診・乳幼児健診等の対象者抽出、通知の発送、及び健診結果の管理を行う機能。 3 相談管理機能 相談結果の管理等を行う機能。 4 教育関連管理機能 両親学級、妊婦教育等の受付、結果入力等を行うもの。 5 統計抽出機能 各種統計資料の作成を行うもの。 6 養育医療の給付管理機能 養育医療の給付管理等を行う。 7 妊婦のための支援給付管理機能 妊婦のための支援給付の給付管理等を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム連携基盤
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバと接続し、システム間での情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☒] 税務システム [☒] その他 (中間サーバ、各業務システム)
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (申請管理システム)
システム5	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム連携基盤)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	①雛形の登録 問診票項目、受診券情報、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub (PMH)へ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本市で管理している個人番号、対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 健診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく健診記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく問診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH)へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく問診票情報・受診券情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が健診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく健診結果を登録する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)
システム7	
①システムの名称	基幹系ファイルサーバ
②システムの機能	1 ファイルの保存と共有 業務システムにて取得したデータを格納し、職員間での共有ができる機能 2 権限設定 基幹系ActiveDirectoryサーバーと連携しアクセス権限を設定することで、権限のないユーザーの特定個人情報へのアクセスを制限する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の70の項、127の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、95の2の項、96の項、155の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、155の項、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当
②所属長の役職名	母子保健担当課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市内在住の妊産婦及び乳幼児
その必要性	母子保健法による保健指導に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するほか、妊婦のための支援給付を適切に支給するため
④記録される項目	100項目以上 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (電子証明書利用者証明用のシリアル番号、健診結果情報)
	○識別情報 ・個人番号:対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 ・その他識別情報:接種を受けた者を正確に特定し、接種記録の管理を適正に行うために必要 ○連絡先等情報 ・5情報:対象者の適正な管理のために必要 ・連絡先:対象者との連絡を行う際に必要 ・その他住民票関係情報:母子の生育環境の把握のために必要 ○実務関係情報 ・健康・医療関係情報:母子の健康状況や生育状況を把握するために必要 ・児童福祉・子育て関係情報:適切な支援やサポートを行うために必要 ○電子証明書利用者証明用のシリアル番号 ・申請者の本人確認のために保有する。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ○識別情報(その他識別情報) ・PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 ・妊婦健診受診券情報…PMH内で妊婦健診の種類を区別するために必要となる。 ○業務関係情報(その他) ・健診結果情報…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村地方税情報所管課) ☐ 民間事業者 (医療機関、支払基金) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)
③使用目的 ※		母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するために使用するほか、妊婦のための支援給付を適切に支給するために使用する
④使用の主体	使用部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、各区役所地域支援課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・窓口や郵送での書類受理の際に、本人確認のために使用。 ・健診受付等での本人確認に使用。 ・健診受診状況の確認やフォロー状況の把握等に使用。 ・養育医療給付に係る対象者情報の管理に使用。 ・妊婦のための支援給付に係る申請事実の確認や支給状況の管理に使用。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に回答する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでPublic Medical Hub (PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub (PMH)の問診票情報、受診券情報、健診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。
情報の突合		連絡先等の5情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定)
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	
健康管理システムの運用・保守	
①委託内容	
健康管理システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託する 2) 再委託しない	
委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
運用・保守業務の一部を再委託	
委託事項2～5	
委託事項2	
申請管理システム運用保守業務委託	
①委託内容	
ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社 日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託する 2) 再委託しない	
委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。	
申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	
委託事項3	
Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容	
Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
国(デジタル庁)	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する	
再委託する 2) 再委託しない	
書面又は電磁的方法による承諾	
・Public Medical Hub (PMH)の運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	
委託事項4	
出産・子育て応援事業事務処理センター業務委託	
①委託内容	
妊婦のための支援給付に関する審査業務及び健康管理システムへのデータ入力業務	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
アデコ株式会社	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]		＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託事項6～10				
委託事項11～15				
委託事項16～20				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）				
提供・移転の有無		[☐] 提供を行っている （ 8 ） 件 [☐] 移転を行っている （ ） 件 [☐] 行っていない		
提供先1		都道府県知事等		
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項		
②提供先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報		母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付の支給に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人以上10万人未満]		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		市内在住の妊産婦及び乳幼児		
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム [☐ 専用線 ☐ 電子メール [☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ [☐ 紙 ☐ その他 （ ）		
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度		
提供先2～5				
提供先2		市町村長		
①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項		
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報		母子保健法による妊婦の届出に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		市内在住の妊産婦及び乳幼児		
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム [☐ 専用線 ☐ 電子メール [☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ [☐ 紙 ☐ その他 （ ）		
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度		

提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項
②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112の項
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先7	
市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度

提供先8	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項
②提供先における用途	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市内在住の妊産婦及び乳幼児
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜システム連携基盤サーバにおける措置＞

・システム連携基盤サーバはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。

・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

＜申請管理システムにおける措置＞

・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

＜Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る母子保健事務＞

Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理

・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国（デジタル庁）や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞
市区町村コード 宛名番号 届出番号 最新フラグ 届出年月日 出産予定日 届出時妊娠週数 届出時妊娠月数 届出者氏名 届出者続柄 届出時期(不詳含む) 医師又は助産師の診断又は保健指導の有無 医療機関コード 医療機関名 医師氏名 職業 ハイリスク 妊娠歴 妊娠回数 出産歴 出産回数 性病に関する健康診断の有無 結核に関する健康診断の有無 届出事由 父親宛名番号 父親氏名 多胎の有無 登録日 登録支所 独自施策半角項目 独自施策日付項目 独自施策全角項目 独自施策コード項目 削除フラグ 操作者ID 操作年月日 操作時刻 面接日 喫煙 飲酒 連番 母子健康手帳交付日 母子健康手帳交付番号 母子健康手帳交付番号枝番 母子健康手帳交付事由 母子健康手帳発行場所 履歴番号 把握日 妊娠期間(週) 妊娠期間(日) 娩出日時 分娩経過 分娩経過特記事項 分娩方法 分娩所要時間 出血量(区分) 出血量(ml) 輸血(血液製剤を含む)の有無 出産時の児の状態(性別) 出産時の児の状態(出生児数) 出産時の児の状態(体重) 出産時の児の状態(身長) 出産時の児の状態(頭囲) 出産時の児の状態(胸囲) 特別な所見・処置 受診日 受診回数 受診区分 医療機関等へ委託 妊娠週数 身長(初回) 健診時体重 妊娠前の体重 収縮期血圧 拡張期血圧 尿糖 尿蛋白 血液判断 血液型等の検査(ABO血液型) 血液型等の検査(Rh血液型) 血液型等の検査(不規則抗体) B型肝炎抗原検査 C型肝炎抗体検査 風疹抗体 HIV抗体検査 HTLV-1抗体検査 血算検査(ヘモグロビン(g/dl)) 血算検査(ヘマトクリット(%)) 血算検査(血小板(万/μl)) B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査 梅毒血清反応検査 性器クラミジア検査 浮腫 妊娠高血圧症候群 妊娠糖尿病 子宮頸がん検診 超音波所見コード 超音波所見 総合判定 特記事項 HBS抗原検査 事後指導 申請日 受理日 医療機関住所 医療機関方書 助成券種類 受診年月日 支払金額 決定日 承認区分 支給不可理由 助成金額 助成金額(総額) 妊産婦歯科健診受診日 実施方式 訪問による健診対象 訪問理由 妊産婦区分 判定 歯式右上8 歯式右上7 歯式右上6 歯式右上5 歯式右上4 歯式右上3 歯式右上2 歯式右上1 歯式左上1 歯式左上2 歯式左上3 歯式左上4 歯式左上5 歯式左上6 歯式左上7 歯式左上8 歯式左下8 歯式左下7 歯式左下6 歯式左下5 歯式左下4 歯式左下3 歯式左下2 歯式左下1 歯式右下1 歯式右下2 歯式右下3 歯式右下4 歯式右下5 歯式右下6 歯式右下7 歯式右下8 要治療のむし歯有無(ありの場合) 要治療のむし歯本数 歯石 歯肉の炎症 精密検査実施日 精密検査実施機関コード 精密検査実施機関名 精密検査判定 精密検査結果 健診種別 子宮復古状況 悪露 乳房の状態 体重 備考 笑うことができたし、物事の面白い面もわかった 物事を楽しみにして待った 物事がうまくいかない時、自分を不必要に責めた はっきりとした理由もないのに不安になったり、心配したりした はっきりとした理由もないのに恐怖に襲われた することがたくさんあって大変だった 不幸せな気分なので、眠りにくかった 悲しくなったり、惨めになったりした 不幸せな気分だったので、泣いていた 自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた EPDS評価点数 今回の妊娠中に、おなかの中の赤ちゃんやあなたの体について、またはお産の時に医師から何か問題があると言われていませんか これまでに流産や死産、出産後1年間にお子さんを亡くされたことがありますか 今までに心理的な、あるいは精神科的問題で、カウンセラーや精神科医師、または心療内科医師などに相談したことがありますか 夫には何でもうち明けることができますか お母さんには何でもうち明けることができますか 夫やお母さんの他にも相談できる人がいますか 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか 子育てをしていく上で、今のお住まいや環境に満足していますか 今回の妊娠中に、家族や親しい方が亡くなったり、あなたや家族や親しい方が重い病気になったり、事故にあったことがありますか 赤ちゃんが、なぜむずかかったり、泣いたりしているのかわからないことがありますか 赤ちゃんを叩きたくなることがありますか 赤ちゃんをいとおしいと感じる 赤ちゃんのためにしないといけなことがあるのに、おろおろしてどうしていいかわからない時がある 赤ちゃんのことが腹立たしいやになる 赤ちゃんに対して何も特別な気持ちがわかない 赤ちゃんに対して怒りがこみあげる 赤ちゃんの世話を楽しみながらしている こんな子でなかったらなあと思う 赤ちゃんを守ってあげたいと感じる この子がいなかったらなあと思う 赤ちゃんをとて身近に感じる 赤ちゃんへの気持ち評価点数 申請情報 利用サービス 申請情報 委託先事業者 利用日数 利用回数 申請情報 自己負担金額 申請情報 助成額 利用可否 利用不可理由 申請情報 多胎児加算人数 サービス利用開始日 サービス利用終了日 サービス利用日数 サービス利用時間 利用実績情報 利用サービス 利用実績情報 委託先事業者 利用実績情報 多胎児加算人数 利用実績情報 自己負担金額 利用実績情報 助成額 出生順序 高血圧/浮腫 貧血 糖尿病 多胎妊娠 帝王切開術 骨盤位 在胎週数 出生時の特記事項 新生児期の特記事項 出生時体重(g) 出生時身長(cm) 出生時頭囲(cm) 出生時胸囲(cm) カウプ指数 パーセントイル値(身長) パーセントイル値(体重) パーセントイル値(頭囲) パーセントイル値(胸囲) LFD(体重のみ10%未満の児) SFD(体重も身長もともに10%未満の児) 栄養方法(新生児期) 先天性代謝異常等検査 出生医療機関コード 出生医療機関名 母親 宛名番号 母親情報 父親 宛名番号 父親情報 保護者 宛名番号 保護者情報 兄弟・姉妹の情報 初回検査 検査年月日 初回検査 検査医療機関コード 初回検査 検査医療機関名 検査方法(初回検査) 初回検査 検査結果右耳 初回検査 検査結果左耳 検査結果(初回検査) 再検査 検査年月日 再検査 検査医療機関コード 再検査 検査医療機関名 検査方法(再検査) 再検査 検査結果右耳 再検査 検査結果左耳 検査結果(再検査) 精密検査 検査年月日 精密検査 検査医療機関コード 精密検査 検査医療機関名 検査方法(精密検査) 精密検査 検査結果右耳 精密検査 検査結果左耳 検査結果(精密検査) 健診名 受付日 健診予定日 受付開始時間 会場コード 会場名 健診受診日 健診受診年度 受診時日齢 被保険者番号 受診区分(医療機関への委託) 実施区分(再掲) 精神面要治療(再掲) 身体面要治療 身長(cm) 体重(g) 増加量(g/日) 頭囲(cm) 肥満度 栄養法 診察所見-判定 診察所見-身体的発育異常 診察所見-外表奇形 診察所見-姿勢の異常 診察所見-皮膚 診察所見-頭部 診察所見-顔 診察所見-頸部 診察所見-胸部 診察所見-腹部-腰背部 診察所見-四肢 診察所見-神経学的異常 診察所見-発育性股関節形成不全リスク因子 診察所見-その他の異常 診察所見-新生児聴覚検査 診察所見-先天性代謝異常等検査の結果説明 診察所見-便色カード 診察所見-ビタミンK2の投与 診察所見-紹介先 診察所見-診査医名 育児環境等 心配事 心配事-内容 栄養 子育て支援の必要性の判定 子育て支援の必要性の判定-その他の支援が必要 判定者 記事(要紹介となった場合の結果等) 実施日 出生時の状態-在胎週数(週) 出生時の状態-出生時体重(g) 器質的疾患の確認-お乳をよく飲みますか。器質的疾患の確認-元気な声で泣きますか。器質的疾患の確認-大きな音にピクッと手足を伸ばしたり、泣き出したりすることはありますか。器質的疾患の確認-お乳を飲む時や泣いた時に唇が紫色になることがありますか。器質的疾患の確認-からだに特に柔らかいとか硬いとか感じたことがありますか。器質的疾患の確認-うすい黄色、もしくはうすいクリーム色の便(便色カード1番から3番)が続いていますか。発達-あなたの顔をじっとみつめることがありますか。発達-裸にするとうちを動かしますか。親(主な養育者)や子育ての状況-現在、お子さんのお母さんは喫煙をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況-お子さんのお母さんの喫煙本数(1日 本) 親(主な養育者)や子育ての状況-現在、お子さんのお父さん(パートナー)は喫煙をしていますか。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんのお父さん(パートナー)の喫煙本数(1日 本) 親(主な養育者)や子育ての状況－窒息の可能性がある柔らかい寝具等避け、仰向けに寝かせていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－ソファやベッド、抱っこひもなどから転落、もしくは隙間に挟まってしまわないよう工夫をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－赤ちゃんをいとおしいと感じますか。親(主な養育者)や子育ての状況－子育てについて不安や困難を感じることはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－子育てについて気軽に相談できる人やサポートしてくれる人はいますか。親(主な養育者)や子育ての状況－(きょうだいがいらっしゃる方へ)きょうだいのことで相談したいことはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんのお母さんとお父さん(パートナー)は、協力し合って家事・育児をしていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－お子さんが泣き止まない時などに、どう対処したらよいかわからなくなりましたことがありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－現在の暮らしの経済的状況を総合的にみて、どう感じていますか。親(主な養育者)や子育ての状況－気分が沈んだり、憂うつな気持ちになったりすることがよくありましたか。親(主な養育者)や子育ての状況－物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたご自身の睡眠で困っていることはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況－あなたは、ときどきご自身の時間をもつことはできていますか。予防接種－2か月頃から始まる予防接種の内容についてご存知ですか。健康相談の内容 指導内容 受診時月齢 診察所見-身体的発育状況 診察所見-精神発達 診察所見-けいれん 診察所見-運動機能 診察所見-神経系・感覚器系 診察所見-血液系 診察所見-股関節 診察所見-股関節(開排制限) 診察所見-斜頸 診察所見-循環器系 診察所見-呼吸器系 診察所見-消化器系 診察所見-泌尿生殖器系 診察所見-代謝系 診察所見-先天性の身体的特徴 所見内容 育児環境等-栄養 育児環境等-栄養法 健康・要観察 発達情報-笑う 発達情報-追視 発達情報-定額 産後の指導-ケアは十分だったか(妊娠中)母親の喫煙(妊娠中)母親の喫煙本数(妊娠中)父親(パートナー)の喫煙(妊娠中)父親(パートナー)の喫煙本数(育児中)母親の喫煙(育児中)母親の喫煙本数(育児中)父親(パートナー)の喫煙(育児中)父親(パートナー)の喫煙本数(妊娠中)母親の飲酒 生後1か月時の栄養法 この地域で今後も子育てしたいか 協力し合って家事・育児をしているか こどもとゆったりと過ごせる時間があるか 育てにくさを感じているか 育てにくさの解決方法を知っているか 親を後追いすることを知っているか(出来事)しつけのし過ぎ(出来事)感情的に叫んだ(出来事)家に残して外出(出来事)長時間食事を与えなかった(出来事)感情的な言葉で怒鳴った(出来事)こどもの口をふさいだ(出来事)こどもを激しく揺さぶった(出来事)いずれも該当しない 乳幼児揺さぶられ症候群を知っているか こども緊急電話相談(#8000)を知っているか かかりつけ医(医師)がいるか 妊娠中に働いていたか 妊娠中に職場から配慮されたか マタニティマークを知っていたか マタニティマークを利用したことがあるか あやすとよく笑うか 見えない方向から声をかけてみると、そちらの方を見ようとするか 視線が合うか ガラガラなどおもちゃを握るか 両手を合わせて遊ぶか お子さんを抱きにくいと感じたことはあるか 散歩をよくしているか 最近の心身の調子 日常の育児の相談相手(夫婦で相談) 日常の育児の相談相手(祖母または祖父) 日常の育児の相談相手(近所の人) 日常の育児の相談相手(友人) 日常の育児の相談相手(かかりつけの医師) 日常の育児の相談相手(保健師や助産師) 日常の育児の相談相手(保育士や幼稚園の先生) 日常の育児の相談相手(電話相談) 日常の育児の相談相手(インターネット) 日常の育児の相談相手(その他) 日常の育児の相談相手(誰もいない) 地域の子育てサークルや子育て支援センターを知っているか 現在の暮らしの経済的状況 食物アレルギーについて気がかりなことがあるか 現在何か心配なことはあるか(こどものこと) 現在何か心配なことはあるか(配偶者／パートナーとの関係) 現在何か心配なことはあるか(父母／義父母との関係) 現在何か心配なことはあるか(育児仲間とのこと) 現在何か心配なことはあるか(その他) 現在何か心配なことはあるか(特に心配事はない) 1歳6か月児健診 受診日 1歳6か月児健診受診年度 1歳6か月児健診受診時月齢 診察所見-熱性けいれん 診察所見-視覚 診察所見-聴覚 体重(kg) 育児環境-栄養 育児環境-母乳 育児環境-離乳 目の異常(眼位) 目の異常(視力) 目の異常(その他) 耳の異常(難聴) 耳の異常(その他) 発達情報-人の声のする方に向く 発達情報-おもちゃをつかむ 発達情報-お座り 発達情報-発語(有意語) 発達情報-ひとり歩き 毎日仕上げ磨きをしているか 四種混合(初回3回)は接種済みか 麻しん・風しんは接種済みか 浴室のドアを開けられない工夫をしているか 指さしするのを知っているか 意味のあることばをいくつか話すか まわりの人の身振りや手振りをまねるか 指さして伝えようとするか うしろから名前を呼ぶと振り向くか 哺乳ビンを使っているか 食事や間食(おやつ)の時間 朝起きる時間 夜寝る時間 甘い飲み物(ジュースなど)をよく飲むか これまで事故で病院にかかったことがあるか 1歳6か月児歯科健診受診日 1歳6か月児歯科健診受診時月齢 歯科所見-判定 現在歯数 歯式右上E 歯式右上D 歯式右上C 歯式右上B 歯式右上A 歯式左上A 歯式左上B 歯式左上C 歯式左上D 歯式左上E 歯式左下E 歯式左下D 歯式左下C 歯式左下B 歯式左下A 歯式右下A 歯式右下B 歯式右下C 歯式右下D 歯式右下E 要観察歯数 う歯総数 歯科所見-処置済みのむし歯 歯の汚れ フッ素塗布の有無 歯科所見-未処置のむし歯 喪失歯数 罹患型1 歯科所見-むし歯の状態 歯科所見-歯肉・粘膜 歯科所見-かみ合わせ 軟組織異常の有無 不正咬合 歯の形態・色調 その他異常の有無 その他異常 3歳児健診受診日 3歳児健診受診年度 3歳児健診受診時月齢 尿潜血 発達情報-二語文 眼科所見-両眼 眼科所見-右眼 眼科所見-左眼 眼科所見-眼位異常 眼科所見-判定 眼科所見-要経過観察(か月後) 屈折検査実施の有無 屈折検査判定結果 耳鼻咽喉科所見-聴力右 耳鼻咽喉科所見-聴力左 耳鼻咽喉科所見-判定 耳鼻咽喉科所見-要経過観察(か月後) 遊びに加わろうとするのを知っているか かかりつけ医(歯科医師)がいるか 衣服の着脱をひとりでしたがるか ままごと、ヒーローごっこなど、ごっこ遊びができるか 歯みがきや手洗いをしているか 偏食や小食など食事について心配なことがあるか お子さんはテレビやDVDを1日2時間以上みているか 3歳児歯科健診実施日 3歳児歯科健診時月齢 歯科所見-処置済みのむし歯 罹患型2 5歳児健診受診日 5歳児健診受診年度 5歳児健診受診時月齢 診察所見-運動機能異常 診察所見-感覚器・その他の異常 診察所見-皮膚の異常 診察所見-理解に関する課題 診察所見-情緒・行動 診察所見-こどもの遊び 診察所見-生活習慣 育児環境等-メディア視聴の問題 育児環境等-睡眠に関する問題 育児環境等-事故予防に関する問題 育児環境等-養育環境 育児環境等-健康の社会的決定要因 心配事-内容 子育て支援の必要性の判定-その他の支援が必要 既往歴－3歳児健康診査で異常等を指摘されましたか。既往歴－(前の設問で「はい」と回答した人に対して、)医療機関で精査や治療を受けましたか。運動発達粗大・微細－片足で5秒以上、立つことができますか。運動発達粗大・微細－ボタンのかけはしりができますか。運動発達粗大・微細－お手本を見て四角が書けますか。目・耳・発音－はっきりした発音で話ができますか(力行・サ行がタ行に置き換わったり、不明瞭な発音がありませんか。) 目・耳・発音－目のことで気になる症状はありますか。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

目・耳・発音一聞き間違いが多いですか。精神・神経発達一しりとりができますか。精神・神経発達一じゃんけんの勝ち負けがわかりますか。精神・神経発達一言葉で自分の要求や気持ちを表し、会話することがうまくできますか。情緒・行動一カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくありますか。情緒・行動一注意しても全く聞かないですか。情緒・行動一長い時間でも、落ち着いてじっとしていることができますか。情緒・行動一すぐに気が散りやすく、注意を集中できないですか。情緒・行動一順番を待つことが出来ますか。情緒・行動一ルールに従って遊ぶことが苦手ですか。情緒・行動一生活や遊びの中で特定の物や動作にこだわりが強いと感じますか。情緒・行動一集団生活では、友達と一緒に遊んだり、行動することができますか。情緒・行動一自分からすすんでよく他人を手伝いますか。(親・先生・子どもたちなど) 情緒・行動一頭がいたい、お腹がいたい、気持ちが悪いなどと、よく訴えますか。情緒・行動一一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多いですか。生活習慣一友達と協力しあう遊びができますか。(砂で一つの山を作るなど) 生活習慣一外で体を動かす遊びをしますか。生活習慣一朝食を毎日食べますか。生活習慣一ふだん大人を含む家族と一緒に食事を食べますか。生活習慣一保護者が、毎日、仕上げ磨きをしていますか。生活習慣一うんちをひとりでしますか。生活習慣一5歳になる前までに受ける予防接種は終了していますか。生活習慣一テレビやスマートフォンなどを長時間見せないようにしていますか。生活習慣一寝る直前にテレビや動画を観ますか。生活習慣一お子さんの睡眠で困っていることがありますか。親(主な養育者)や子育ての状況一あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。親(主な養育者)や子育ての状況一(前の設問で「いつも感じる」もしくは「時々感じる」と回答した人に対して、)育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか。親(主な養育者)や子育ての状況一子育てにおいて「もう無理」「誰か助けて」と感じたことはありませんか。親(主な養育者)や子育ての状況一この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。親(主な養育者)や子育ての状況一お子さんが大人同士のけんかや暴力を目撃することはありますか。親(主な養育者)や子育ての状況一しつけのし過ぎがあった 親(主な養育者)や子育ての状況一感情的に叩いた 親(主な養育者)や子育ての状況一乳幼児だけを家に残して外出した 親(主な養育者)や子育ての状況一長時間食事を与えなかった 親(主な養育者)や子育ての状況一感情的な言葉で怒鳴った 親(主な養育者)や子育ての状況一いずれも該当しない 健診受診時年齢・月齢 所見又は今後の処置 精密健康診査依頼日 依頼先 依頼内容 把握経路 精密健診実施日 精密健診内容 精密健診時月齢 精密健診実施機関コード 精密健診実施機関名 予定開始時間 事業コード 実施予定日 予定者 訪問種別 日齢・月齢 開始時間 終了時間 実施者 訪問時体重(g) 訪問時身長(cm) 訪問時胸囲(cm) 訪問時頭囲(cm) 体重増加量 健康増進 医療機関等へ委託 健康増進 乳児全戸訪問事業と併せて実施 保健指導 対象者区分 保健指導 健診の事後指導 保健指導 電話相談 健康増進 実施対象者区分 健康増進 栄養・運動等指導内容 出欠区分 同伴者 申請受付年月日 申請区分 申請変更理由 出生時体重 本人ふりがな 本人氏名 本人性別 本人生年月日 本人住所地 郵便番号 本人住所地 住所 本人住所地 方書 本人現在地 郵便番号 本人現在地 住所 本人現在地 方書 扶養義務者ふりがな 扶養義務者氏名 扶養義務者居住地 郵便番号 扶養義務者居住地 住所 扶養義務者居住地 方書 扶養義務者と本人との続柄 扶養義務者電話番号 課税区分 市町村民税所得割額 階層区分 徴収基準月額 加算対象 徴収基準月額(加算考慮) 保険区分 被保険者記号 枝番 保険者番号 保険者名称 公費負担者番号 受給者番号 申請者氏名 申請者居住地 郵便番号 申請者居住地 住所 申請者居住地 方書 申請者と本人との続柄 申請者電話番号 交付年月日 決定年月日 判定結果 指定医療機関コード(病院・診療所) 指定医療機関名(病院・診療所) 指定医療機関コード(薬局) 指定医療機関名(薬局) 有効期間開始日 有効期間終了日 診療予定期間開始日 診療予定期間終了日 請求者 都道府県番号 請求者 点数表 請求者 医療機関コード 療養・食事コード 診療年月 件数 日数(食事回数) 決定点数(食事・生活基準額) 決定金額(食事・生活支給額) 自己負担額 基準診療年月 シーケンス番号 請求年月 診療実日数 レセプト区分 総医療費 医療保険負担額 公費負担額 移送費等 世帯番号 住登外者種別 住登外者状態 異動年月日 異動届出年月日 異動事由 氏名 氏 日本人 名 日本人 氏名 外国人ローマ字 氏名 外国人漢字 氏名 振り仮名(フリガナ) 氏 日本人 振り仮名 名 日本人 振り仮名 通称 通称 フリガナ 通称 フリガナ確認状況 性別 性別表記 生年月日 元号 生年月日 生年月日 不詳フラグ 生年月日 不詳表記 住所 市区町村コード 住所 町字コード 指定都市 行政区等コード 住所 都道府県 住所 市区町村名 住所 町字 住所 番地号表記 住所 方書コード 住所 方書 住所 方書 フリガナ 住所 郵便番号 住所 国名コード 住所 国名等 住所 国外住所 名寄せ元フラグ 名寄せ先宛番号 統合宛名フラグ 他業務参照不可フラグ 独自施策システム等ID 業務ID 個人番号 医療機関コード(自治体独自) 保険医療機関コード 医療機関名カナ 郵便番号 住所 方書 電話番号 FAX番号 所属医師会 実施事業会場名(カナ) 会場連絡先 地区区分 地区コード 事業従事者ID 事業従事者氏名 事業従事者カナ氏名 職種 活動区分 地区名 地区名(カナ) 地区担当者 期 回 全回数 定員 従事者(担当者) 検診種別 利用事業コード 携帯番号 E-mailアドレス E-mailアドレス2 連絡先詳細 利用目的 送付先氏名 登録事由 要配慮者区分 要配慮内容 把握事業 予約番号 西暦年度 予約受付日 予約変更日 実施医療機関コード 実施医療機関名 金額区分 受診金額 金額(市区町村負担) キャンセル待ち 発送日 発行区分 帳票名 対象外理由 登録事業(共通・各事業) 登録者 重要度 件名(タイトル) メモ(フリーテキスト) フォロー事業 フォロー予定情報 フォロー方法 フォロー内容 フォロー予定日 フォロー予定情報 フォロー時間 フォロー予定情報 フォロー会場コード フォロー予定情報 フォロー理由 フォロー状況 フォロー予定情報 フォロー担当者 フォロー結果情報 フォロー方法 フォロー実施日 フォロー結果情報 フォロー時間 フォロー結果情報 フォロー会場コード フォロー結果情報 フォロー結果 フォロー結果情報 フォロー担当者 事業実施報告書番号 出席者数 従事者 実施内容 配布資料 媒体 男性延べ人数 女性延べ人数 性別不明延べ人数 男性実人数 女性実人数 性別不明実人数 妊婦(実人員) 妊婦(延人員) 産婦(実人員) 産婦(延人員) 乳児(実人員) 乳児(延人員) 幼児(実人員) 幼児(延人員) その他(実人員) その他(延人員) 電話相談延人員 妊産婦-実人員 妊産婦-延人員 乳幼児-実人員 乳幼児-延人員 18歳未満-実人員 18歳未満-延人員 18歳以上-実人員 18歳以上-延人員 18歳以上-(再掲)後期高齢者-実人員 18歳以上-(再掲)後期高齢者-延人員 妊産婦-栄養指導 妊産婦-栄養指導-(再掲)病態別栄養指導 妊産婦-運動指導 妊産婦-運動指導-(再掲)病態別栄養指導 妊産婦-休養指導 妊産婦-喫煙指導 妊産婦-その他 乳幼児-栄養指導 乳幼児-栄養指導-(再掲)病態別栄養指導 乳幼児-運動指導 乳幼児-運動指導-(再掲)病態別栄養指導 乳幼児-休養指導 乳幼児-喫煙指導 乳幼児-その他 20歳未満-栄養指導 20歳未満-栄養指導-(再掲)病態別栄養指導 20歳未満-運動指導 20歳未満-運動指導-(再掲)病態別栄養指導 20歳未満-休養指導 20歳未満-喫煙指導 20歳未満-その他 20歳以上-栄養指導 20歳以上-栄養指導-(再掲)病態別栄養指導 20歳以上-運動指導 20歳以上-運動指導-(再掲)病態別栄養指導 20歳以上-休養指導 20歳以上-喫煙指導 20歳以上-その他 一般 歯周疾患 ロコモティブシンドローム 慢性閉塞性肺疾患 病態別 薬

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞

重点健康相談-高血圧 重点健康相談-脂質異常症 重点健康相談-糖尿病 重点健康相談-歯周疾患 重点健康相談-骨粗鬆症 重点健康相談-女性の健康 重点健康相談-病態別 コメント 反省点 事業目的 作成者 作成年月日 作成時間 掲載期限 伝言内容 伝言宛先 ファイル名 フォルダ構成 未受診把握日 未受診事業 未受診理由 勸奨日 勸奨方法 勸奨結果

＜養育医療の給付管理機能における記録項目＞

ID バージョン 削除日時 作成日時 更新日時 操作者ID 履歴番号 宛名ID 養育医療申請情報ID

養育医療申請情報: 申請受付年月日 申請区分 申請変更理由 出生時体重 課税区分 市町村民税所得割額 階層区分 徴収基準月額 加算対象 徴収基準月額(加算考慮) 保険区分 被保険者記号 被保険者番号 枝番 保険者マスタID 保険者名称 指定医療機関マスタID(病院・診療所) 指定医療機関名(病院・診療所) 指定医療機関マスタID(薬局) 指定医療機関名(薬局) 診療予定期間開始日 診療予定期間終了日 登録日 登録支所 在胎週数 症状の概要__一般状態 症状の概要__体温 症状の概要__呼吸器・循環器 症状の概要__消化器 症状の概要__黄疸 症状の概要__その他の所見 現在受けている医療 症状の経過 加算対象(多胎) 小児医療等該当 申請届出理由(再交付・喪失等) オンライン申請該当 備考

養育医療決定情報: 公費負担者番号 受給者番号 交付年月日 決定年月日 判定結果 有効期間開始日 有効期間終了日

養育医療実績情報: 保険区分 受給者番号 請求者_医療機関マスタID 保険者マスタID 療養・食事 診療年月 件数 日数(食事回数) 決定点数(食事・生活基準額) 決定金額(食事・生活支給額) 自己負担額 基準診療年月 シーケンス番号 請求年月 医療機関コード 診療実日数 レセプト区分 総医療費 医療保険負担額 公費負担額 移送費等 備考 登録日 登録支所 △△ ×× ○○ □□ ●● ▲▲ ■■ ○● △▲

本人情報: ふりがな 氏名 性別 生年月日 住所地_郵便番号 住所地_住所 住所地_方書 現在地_郵便番号 現在地_住所 現在地_方書

扶養義務者情報: ふりがな 氏名 居住地_郵便番号 居住地_住所 居住地_方書 本人との続柄 電話番号

申請者情報: 氏名 生年月日 居住地_郵便番号 居住地_住所 居住地_方書 本人との続柄 電話番号

独自施策項目コード一覧: 症状の概要__一般状態 症状の概要__体温 症状の概要__呼吸器・循環器 症状の概要__消化器 症状の概要__黄疸 現在受けている医療 加算対象(多胎) 小児医療等該当 オンライン申請該当

＜妊婦のための支援給付管理機能における記録項目＞

面接方法、面接方法(補記)、後日面接日、給付金1回目案内日、給付金1回目申請日、給付金1回目支給日、アンケート抽出日、アンケート受領日、面接希望、アンケート対応日、アンケート対応方法、給付金2回目申請日、給付金2回目支給日

＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加の記録項目＞

(1)対象者情報

個人番号 PMH-ID PMH仮名識別子 基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) 自治体コード 連携ファイル名 連携日時 連携処理ステータス/エラー内容 制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止) 変更区分 消除の異動日 その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID、自治体に妊婦として登録された日)

(2)機関・ユーザー情報

機関マスタID 機関ユーザーID メールアドレス ユーザー氏名 ユーザー区分 ユーザー権限ID 個人番号閲覧可能フラグ ユーザー削除フラグ

(3)乳幼児健診情報

健診管理ID 問診票項目ID 問診票回答ID 問診票回答内容 問診票回答ステータス 健診ID 健診結果ID 実施日 医療機関コード 会場コード 請求額 健診担当者 更新日 記録削除フラグ

(4)妊婦健診情報

受診券ID 妊娠管理ID 妊婦健診ID 交付日 請求額 組み合わせ番号 強制失効日 勸奨情報(ルールID、勸奨日) 妊娠ID 妊娠届出日 実施日 医療機関コード 会場コード 健診担当者 更新日 記録削除フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
母子保健情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行い、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかける。また、母子保健業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等を工夫する。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目（PMH-IDと個人番号）のみが返却されるようシステムの制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 不適切な方法で入手が行われるリスク ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。 【健康管理システムにおける措置】 ・健康管理システムは母子保健事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 ・情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。 【基幹系ファイルサーバにおける措置】 ・基幹系ファイルサーバは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとにフォルダ単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 ・Public Medical Hub (PMH)にアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 【基幹系ファイルサーバにおける措置】 基幹系ファイルサーバを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに生体認証装置を用いた認証を行う。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市は、Public Medical Hub (PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub (PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub (PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub (PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	

その他の措置の内容	＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ 基幹系ファイルサーバのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、権限管理者が事務に必要な情報にアクセスできる権限を付与する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
従業者が事務外で使用するリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ・通信時の暗号化については、SMB暗号化を使用して自動的に転送中のデータを暗号化している。 ・必要最低限の通信が可能なルーティングが設定されているサブネットへ配置し、通信を制御している。 ・セキュリティグループを設定して必要最低限のアクセス元からの通信のみを許可するように制御している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・川崎市情報セキュリティ基準等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・支持目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受・搬送・保管・廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・違反事実の公表 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	
その他の措置の内容	特定個人情報ファイルの適切な取扱いが確保されていることを検証及び確認するため、委託先及び再委託先(再々委託以降を行う場合の当該再々委託先等についても同じ。)に対して、監査又は検査を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub (PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定) ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課で利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(＊1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(＊2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(＊3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (＊1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (＊2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (＊3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(＊)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (＊)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 ③システム連携基盤と自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
	【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う	

その他の措置の内容	【ガバメントクラウドにおける措置】 1 物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2 技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 1 物理的対策 Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 2 技術的対策 Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
------------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク <サービス検索・電子申請機能における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <申請管理システムにおける措置> ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	
10. その他のリスク対策		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・ 子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450 ・ 総務企画局コンプライアンス・情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2450
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

個人情報に関する重大事故について

事案１ 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１） 発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２） 事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３） 原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４） 影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５） 事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による搜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２ 再発防止策

（１） 国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業者に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月26日	I 基本情報6①	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 基本情報6②	こども保健福祉課長	母子保健担当課長	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要2⑥	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II 特定個人情報ファイルの概要3④	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ1①	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ1①	総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当)	総務企画局コンプライアンス・情報管理部行政情報課(情報公開担当)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ2①	こども支援部こども保健福祉課	児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	III リスク対策7②	発生あり	発生なし	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IV開示請求、問合せ1②	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報1②	母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法第一条) 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。(母子保健法第五条) (省略)	母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。(母子保健法第1条) 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。(母子保健法第5条) (省略)	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報1②	右記項番4の修正及び項番5の追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務について、次の項番4の修正及び5の追加 4 こども家庭センターの事業の実施に関する事務 母子保健法第22条第1項第1号から5号で定める事務を行う。 5 未熟児養育事業に関する事務 未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、及び費用の徴収を行う。	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報1②	右記を追加	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータル等を介して問診票情報の入力、受診券情報、健診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、健診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナバーカードをタブレットに搭載された医療機関用アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、健診会場において住民が事前に入力した問診票情報、受診券情報及び健診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、健診時に入力された問診票情報、健診結果の取得及び住民への通知が可能となる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム1①	母子保健情報管理システム	健康管理システム	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	I 基本情報2システム1②	右記を追加	項番6を追加 6 養育医療の給付管理機能 養育医療の給付管理等を行う。	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報2システム2②	(省略) 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民GWへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (省略)	(省略) 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住民記録システムへ送信する。 3 情報提供機能 各業務で管理している番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム5②	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	1 番号紐付情報の最新化 住基システムから番号紐付情報の差分データを受領し、申請管理システムが持つ番号紐付情報を更新する機能 2 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 3 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 4 シリアル番号による申請者特定 申請管理システムで保持している番号紐付情報をもとに、電子署名検証結果データにあるシリアル番号を宛名番号へ変換する機能 5 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 6 申請処理状況データ連携 申請ステータスを変更した際に、ダウンロード機能へ変更した申請ステータスおよび自治体コメントを、申請処理状況データとして連携を行う機能 7 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム6①	(新規)	Public Medical Hub (PMH)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム6②	(新規)	○母子保健事務の場合 ①雛形の登録 問診票項目、受診券情報、通知文言等のひな形をPublic Medical Hub (PMH)へ登録する。 ②情報登録機能及びPMH-ID授番依頼機能等 本市で管理している個人番号、対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動授番する。すでにPMH-IDが授番済みの個人番号であれば、授番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 健診の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。 Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく健診記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして問診票の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく問診票情報を登録する。 ④情報連携機能(医療機関用アプリ) ・識別子の格納機能 医療機関用アプリはマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由でPublic Medical Hub (PMH)に接続する。医療機関用アプリからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能 医療機関用アプリは、マイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号を用いてマイナポータル経由で、Public Medical Hub (PMH)へPMH仮名識別子を利用した照会を行う。 Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく問診票情報・受診券情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が健診結果の入力画面から情報を入力することにより、Public Medical Hub (PMH)はPMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく健診結果を登録する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム6③	(新規)	[○]その他(健康管理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報2システム7①	(新規)	基幹系ファイルサーバ	事前	

令和7年7月31日	I 基本情報2システム7②	(新規)	1 ファイルの保存と共有 業務システムにて取得したデータを格納し、職員間での共有ができる機能 2 権限設定 基幹系ActiveDirectoryサーバーと連携しアクセス権限を設定することで、権限のないユーザーの特定個人情報へのアクセスを制限する機能	事前	
令和7年7月31日	I 基本情報4	・番号法第9条第1項 別表第1の49の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の70の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	I 基本情報5②	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の56条の2の項、69の2の項	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、95の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2④ 主な記録項目	【○】その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号)	【○】その他(電子証明書利用者証明用のシリアル番号、健診結果情報)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2④ その妥当性	(省略) ○連絡先等情報 ・4情報:対象者の適正な管理のために必要(省略)	(省略) ○連絡先等情報 ・5情報:対象者の適正な管理のために必要(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要2④ その妥当性	右記を追加	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ ○識別情報(その他識別情報) ・PMH-ID、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 ・妊婦健診受診券情報…PMH内で妊婦健診の種類を区別するために必要となる。 ○業務関係情報(その他) ・健診結果情報…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3①	右記を追加	【○】評価実施期間内の他部署(市民文化局戸籍住民サービス課) 【○】地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村地方税情報所管課) 【○】民間事業者(医療機関、支払基金)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3①	【○】その他(サービス検索・電子申請機能)	【○】その他(医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3④	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当、各区役所地域支援課、各地区健康福祉ステーション	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、各区役所地域支援課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3⑤	連絡先等の4情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。	連絡先等の5情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要3⑤	右記を追加	・養育医療給付に係る対象者情報の管理に使用。	事前	

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3⑤	右記を追加	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、問診票情報、受診券情報及び健診結果の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に伝送する。なお、採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金が医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定) ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでPublic Medical Hub(PMH)からマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ(マイナポータル経由)からPublic Medical Hub(PMH)の問診票情報、受診券情報、健診結果の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要3⑤情報の突合	連絡先等の4情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。	連絡先等の5情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務> ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項1	母子保健情報管理システムの運用・保守	健康管理システムの運用・保守	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項1①	母子保健情報管理システムの運用・保守	健康管理システムの運用・保守	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項2⑥	運用・保守業務の一部を再委託	申請手続きの新規・修正等登録作業及び組織改編に伴う変更作業、異常検知時の確認作業等、運用・保守業務の一部を再委託	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3	(新規)	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3①	(新規)	Public Medical Hub(PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3②	(新規)	10人以上50人未満	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3③	(新規)	国(デジタル庁)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3④	(新規)	再委託する	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3⑤	(新規)	書面又は電磁的方法による承諾	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4委託事項3⑥	(新規)	・Public Medical Hub(PMH)の運用保守 ・PMH-IDの採番及びPMH-IDを介した医療機関用アプリ・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5提供先1①	番号法第19条第8号 別表第2(56の2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5提供先2①	番号法第19条第8号 別表第2(69の2項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5提供先2②	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6	＜母子保健情報システム＞ ・母子保健情報管理システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施設したラック内にサーバを設置し、保管している。	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6	右記を追加(1/2)	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6	右記を追加(2/2)	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務＞ Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	(別添1)ファイル項目	【母子保健情報ファイル】 (以下省略)	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	(別添1)ファイル項目	右記を追加	＜母子保健事務(Public Medical Hub(PMH)を除く)における記録項目＞ (以下省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	(別添1)ファイル記録項目	右記を追加	＜養育医療の給付管理機能における記録項目＞ (以下省略)	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策2リスクに対する措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と母子保健情報管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・母子保健情報管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行い、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかける。また、母子保健業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 (略)	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と健康管理システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行い、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかける。また、母子保健業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。 ＜基幹系ファイルサーバにおける措置＞ ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 (略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策2リスクに対する措置の内容	右記を追加	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub(PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目(PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの制御している。 ・Public Medical Hub(PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3リスク1 リスクに対する措置の内容	(略) 【保健所総合システム(母子保健システム)における措置】 ・母子保健情報管理システムは母子保健事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 (略)	(略) 【健康管理システムにおける措置】 ・健康管理システムは母子保健事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けが行われることはない。 (略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3リスク1 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【基幹系ファイルサーバにおける措置】 ・基幹系ファイルサーバは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとにフォルダ単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関用アプリや住民からマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3リスク2 具体的な管理方法	母子保健情報管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行う。 (略)	健康管理システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行う。 (略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3リスク2 具体的な管理方法	右記を追加	【基幹系ファイルサーバにおける措置】 基幹系ファイルサーバを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとに生体認証装置を用いた認証を行う。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・本市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3リスク2 その他の措置の内容	右記を追加	<基幹系ファイルサーバにおける措置> 基幹系ファイルサーバのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、権限管理者が事務に必要な情報にアクセスできる権限を付与する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。	事前	
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策3特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	<基幹系ファイルサーバにおける措置> ・通信時の暗号化については、SMB暗号化を使用して自動的に転送中のデータを暗号化している。 ・必要最低限の通信が可能なルーティングが設定されているサブネットへ配置し、通信を制御している。 ・セキュリティグループを設定して必要最低限のアクセス元からの通信のみを許可するように制御している。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策4既定の内容	右記を追加	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策4具体的な方法	右記を追加	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策4その他の措置の内容	右記を追加	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置＞ ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(実装予定) ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策5特定個人情報の提供・移転に関するルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	・番号法第9条第2項及び第19条第11号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。(省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策6リスク1リスクに対する措置の内容	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	＜システム連携基盤における措置＞ ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策6リスク2リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。 (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲ リスク対策6情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ②システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。 (省略)	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止している。 ②システム連携基盤は、自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。 (省略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(新規)	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7その他の措置の内容	右記を追加(1/2)	【ガバメントクラウドにおける措置】 1 物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 2 技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7その他の措置の内容	右記を追加(2/2)	【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る母子保健事務における追加措置】 1 物理的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施設管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 2 技術的対策 Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はL2WAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破壊・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策7特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策8. 監査 実施の有無	[○]内部監査	[]内部監査	事前	
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策9従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年7月31日	Ⅲリスク対策 10特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和7年10月31日	I 基本情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	右記を追加	その他、上記事務に関連するものとして同様の特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。 6 妊婦のための支援給付に関する事務 子ども・子育て支援法第10条の2から第10条の15で定める事務を行う。	事前	
令和7年10月31日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	右記を追加	7 妊婦のための支援給付管理機能 妊婦のための支援給付の給付管理等を行う。	事前	
令和7年10月31日	I 基本情報 4個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の70の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の70の項、127の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事前	

令和7年10月31日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項、95の項	情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、95の2の項、96の項、155の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、155の項、161の項	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	母子保健法による保健指導に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するため	母子保健法による保健指導に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するほか、妊婦のための支援給付を適切に支給するため	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するために使用する	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務の適正な実施及び、母子の状態・記録を把握することで適切な支援及びサポートを実施するために使用するほか、妊婦のための支援給付を適切に支給するために使用する	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	右記を追加	・妊婦のための支援給付に係る申請事実の確認や支給状況の管理に使用。	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	4件	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	右記を追加	・委託事項4 出産・子育て応援事業事務処理センター業務委託 ・①委託内容 妊婦のための支援給付に関する審査業務及び健康管理システムへのデータ入力業務 ・②委託先における取扱者数 10人未満 ・③委託先名 アデコ株式会社 ・④再委託の有無 再委託しない	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	2件	8件	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	・提供先1:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 ・②提供先における用途 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度	・提供先1:都道府県知事等 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 ・②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付の支給に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	
令和7年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	・提供先2:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 ・②提供先における用途 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又は子ども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	・提供先2:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ・②提供先における用途 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊婦の届出に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	

令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先3:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 ・②提供先における用途 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事前	
令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先4:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項 ・②提供先における用途 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査等に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	
令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先5:厚生労働大臣 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112の項 ・②提供先における用途 雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	
令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先6:都道府県知事等 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 ・②提供先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	

令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先7:市町村長 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 ・②提供先における用途 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	
令和7年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	右記を追加	・提供先8:都道府県知事等 ・①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 ・②提供先における用途 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの ・③提供する情報 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報 ・④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ・⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 市内在住の妊産婦及び乳幼児 ・⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ・⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供を求められた都度	事前	
令和7年10月31日	(別添1)ファイル記録項目	右記を追加	<妊婦のための支援給付管理機能における記録項目> (以下省略)	事前	
令和7年10月31日	V 評価実施手続	令和6年10月1日	令和7年10月1日	事前	